

第 2 期米沢市教育振興基本計画

(令和8年度～令和 12 年度)

令和 8 年 5 月

米沢市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間及び進行管理	2
4 SDGsの取組	2
第2章 現状と課題	3
1 教育を取り巻く状況	3
2 前計画の主な取組状況と課題	6
第3章 計画の体系	14
1 基本理念・基本方針	14
2 体系図	16
第4章 施策の展開	17
基本目標1	
互いを尊重し、時代の変化にしなやかに対応できる子どもの育成	17
施策 1-1 自ら考え行動できる力を育む学校教育の充実	18
施策 1-2 多様な学び手が力を発揮できる教育環境の充実	21
施策 1-3 広い学びと安全・安心を支える連携体制の充実	23
基本目標2	
あらゆる世代が学び続け、幸福感と生きがいを持って活躍する人材の育成	25
施策 2-1 生涯学び合える機会の充実	25
施策 2-2 家庭教育・青少年教育の推進	27
基本目標3	
米沢ゆかりの歴史・伝統文化に触れつつ、様々な文化芸術を通じて人生を楽しむ人材の育成	28
施策 3-1 文化芸術に親しむ機会の充実	28
施策 3-2 地域の伝統文化の継承と文化財の保存・活用	30
基本目標4	
スポーツを通じ、健康で活気に満ちた人材の育成	31
施策 4-1 スポーツを通じた地域活性化の推進	31
施策 4-2 競技力の向上と地域スポーツの振興	33
付記	34
資料編	36

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

令和3年3月に策定した「米沢市教育振興基本計画」は、国の教育振興基本計画に合わせて計画期間を5年とし、以前の「米沢市教育・文化計画」から名称を改めました。また、令和2年に改訂した「米沢市教育等に関する施策の大綱」を、この計画の基本理念及び基本方針と共有し、様々な教育施策を推進してきたところです。

計画期間においては、少子化や人口減少、高齢化の加速化、技術革新やグローバル化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアのウクライナ侵攻といった国際情勢の不安定化、異常気象による熱中症リスクの増大など、従来の予測を超える問題が発生し、体験活動の減少や人とのつながりの希薄化など、本市の教育活動にも大きな影響を及ぼしました。

現代社会は、将来の予測が困難な時代と言われていますが、このような社会状況においては、困難に直面しながらも柔軟に対応できる「レジリエンス¹」を備えた人材の育成が重要となります。

本市では、平成23年に策定した「第3期米沢市教育・文化計画」以降、「がってしない子ども」を将来の子どもの姿として掲げ、教育施策を展開してきました。

「がってしない」という米沢特有の言葉には、諦めず粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓くレジリエンスの意味が込められています。この力は、予測困難な時代において必要とされる資質であり、地域の未来を切り拓くための人材育成において重要な理念といえます。

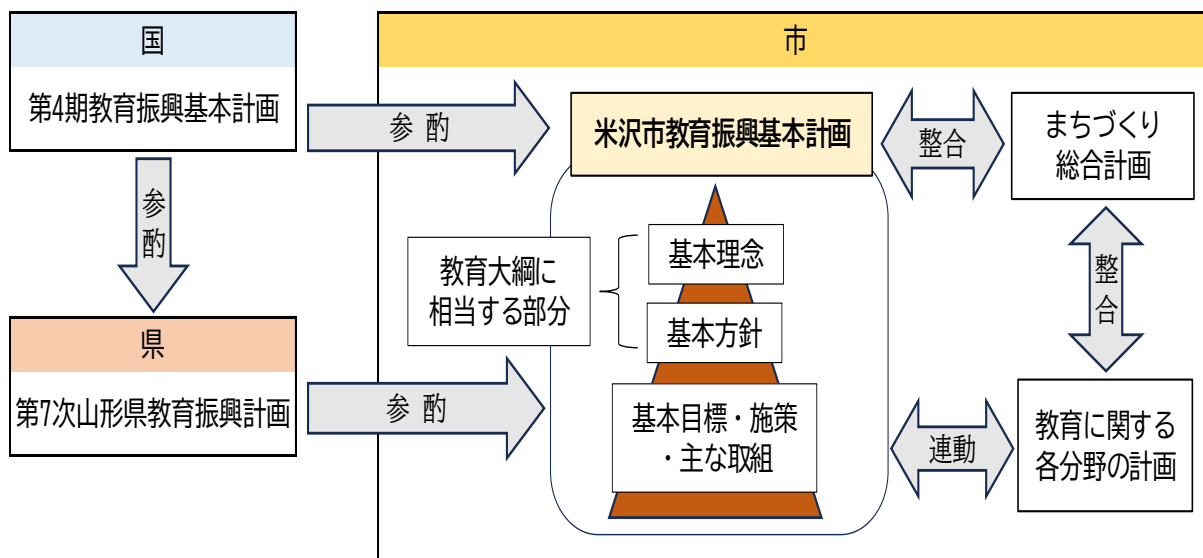
本計画は、第2期米沢市教育振興基本計画として、地域に根付く「がってしない」の精神を継承しながら、過去の施策の成果や現代社会がもたらす課題を踏まえ、本市の将来を担う人づくりを目指す教育行政の新たな指針として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付け、本市の最上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」との整合を図りながら、国の「第4期教育振興基本計画」及び山形県の「第7次山形県教育振興計画」を参酌し策定します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき定める「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（教育大綱）については、本計画の基本理念と基本方針として位置づけ、本計画に合わせて見直します。

¹ レジリエンス：「回復力」や「弾力性（しなやかさ）」といった意味を持つ言葉で、困難やストレスに直面した際に、それを乗り越えて元に戻る力のこと。



3 計画の期間及び進行管理

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

本計画の進行管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき毎年実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価により行います。

4 SDGsの取組

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) は、平成27(2015)年の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国際社会で令和12(2030)年までに達成する17ゴール(目標)のことです。

本計画では、次の開発目標の達成に貢献することを目指し取り組んでいきます。

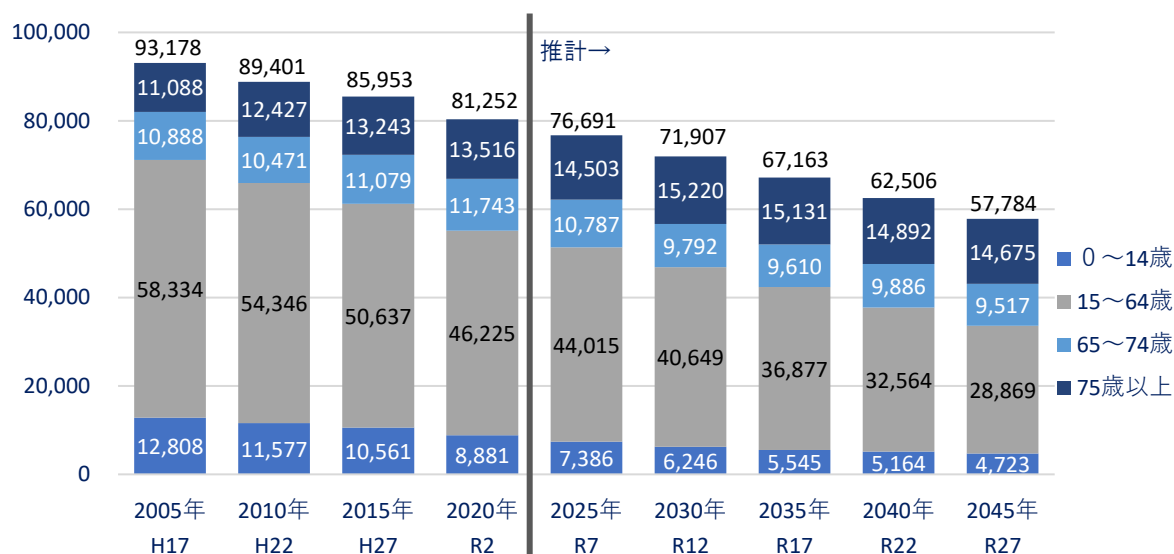


第2章 現状と課題

1 教育を取り巻く状況

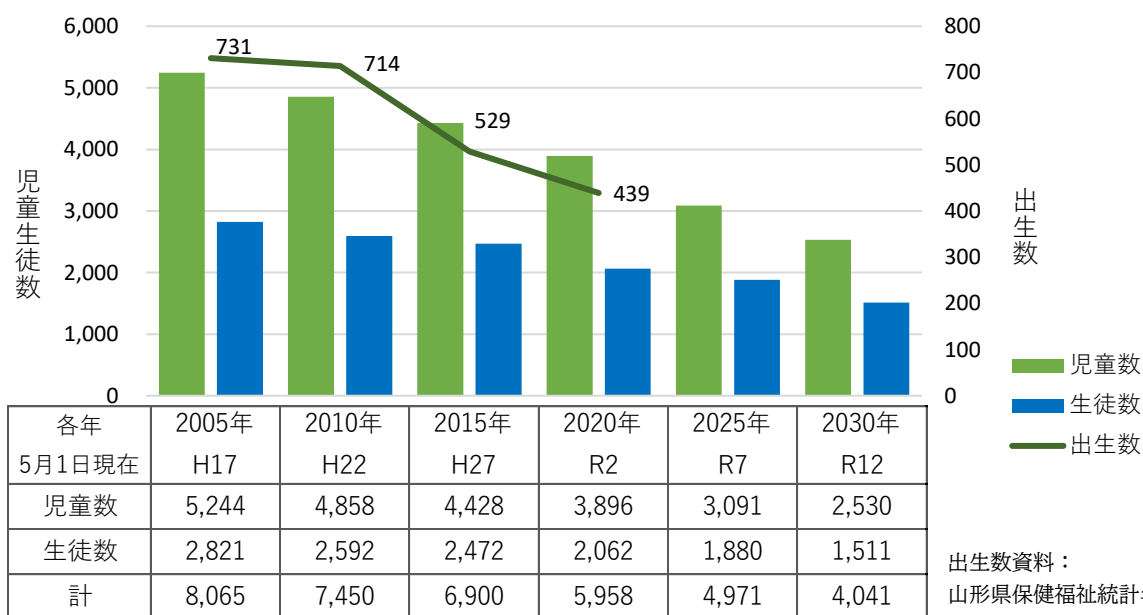
(1) 人口減少・少子高齢化の進行

令和7年10月1日現在の本市の人口は73,551人（住民基本台帳）であり、令和27年には58,000人程度になる見通しです。また、高齢化率は、令和7年が33%であるのに対して、20年後には4割を超える一方、0～14歳の年少人口は、令和7年以降、1割に満たない状況が続き、今後も少子高齢化が加速化する見通しです。



資料：国勢調査、国立社会保障人口問題研究所(2023年12月推計)

平成17年に8,065人であった児童生徒数は、令和7年には4,971人まで減少し、さらに令和12年までに1,000人程度減少する見通しです。近年、出生数が著しく減少していることから、教育の質を確保するため、教育環境の適正規模に配慮していく必要があります。



（２）技術革新、デジタル化の進展

近年、社会全体にＩＣＴ^２が浸透し、情報収集や経済活動などに大きな変化が生じています。このデジタル化の波は教育分野にも広がり、学校教育ではＧＩＧＡスクール構想^３の下、１人１台端末を活用したオンライン授業やデジタル教材による学習を展開しています。今後は、ＩＣＴの活用を定着化させるとともに、ＡＩ^４などを利用して新たな価値を創造できる人材の育成が求められています。

（３）グローバル化の進展

現代は、運輸や通信技術の発展によりグローバル化が進み、国境を越えた人や文化の交流が活発になっています。その一方で、気候変動や資源枯渇といった地球規模の問題にも直面しており、国際的な連携が不可欠な状況です。こうした中では、コミュニケーション能力や多様な文化・歴史的背景を持つ人々の価値観を理解し協働する力を身に付け、社会の課題を主体的に捉え解決策を生み出すことができる人材の育成が求められています。

（４）持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）

持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ：Education for Sustainable Development）は、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動の変容をもたらすための教育です。ＥＳＤは、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の全 17 目標の実現への鍵であることが国連で確認されています。日本では、令和 2 年改定の学習指導要領において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。

（５）人生 100 年時代の到来

健康寿命が世界トップクラスの日本は、「人生 100 年時代」を迎え、従来の教育・仕事・引退という大まかに 3 つのステージで捉えられてきた人生モデルから脱却し、生涯にわたり主体的に学び続けることが求められています。社会人のリカレント教育^５をはじめ、職業に直結しない「人生を豊かにするための学び」なども重要であり、年齢やライフステージの変化に応じた多様な学習機会が得られる環境を整える必要があります。

^２ ＩＣＴ：「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術。

^３ ＧＩＧＡスクール構想：文部科学省による、児童生徒 1 人 1 台の端末や高速ネットワーク環境の整備により個別最適化され創造性を育む教育の実現を目指す構想。「Global and Innovation Gateway for All」の頭文字をとっている。

^４ ＡＩ：人工知能（Artificial Intelligence）の略。

^５ リカレント教育：学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育。職業から離れて行われるものか、職業に就きながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身につけるためのリスクリングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念。

（６）共生社会の実現

「共生社会」とは、性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず互いの人格や個性を尊重し、支え合う全員参加型の社会を指します。その実現に向けて、学校教育では、「インクルーシブ教育システム⁶」の構築を進め、多様な子ども達が同じ場で共に学ぶことを目指しています。学校以外の教育活動でも、子どもから大人まで異なる背景を持つ人々が交流し、活動できる環境の整備が求められています。

（７）ウェルビーイングの重視

「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義など将来にわたって続く幸福を含む概念であり、世界各国で重要視されています。ウェルビーイングの実現に向けて、誰もが地域や社会とのつながりを持つことができるような教育の推進が求められています。

（８）気候変動と自然災害

近年、地球温暖化の影響で、夏の高温化による熱中症の危険性が高くなっているほか、豪雨の発生頻度が増加しています。こうした気象の変化への対応として、防災教育などの重要性が一層高まっています。

（９）こども基本法の施行

令和５年４月施行の「こども基本法」は、すべての子どもが幸せに暮らせる社会を目指しています。教育分野でも、子どもの社会的活動への参画の機会の保障や、子育ての喜びを感じられる環境整備に取り組むことが重要です。

⁶ インクルーシブ教育システム：障がいの有無や国籍などの様々な違いに関わらず、児童生徒が同じ場で共に学び合う教育。

2 前計画の主な取組状況と課題

令和3年3月に策定した「米沢市教育振興基本計画」（以下、「前計画」という。）では、基本理念である「『教育の米沢品質』を共に創り上げ、持続可能な社会に貢献できる人づくり」の実現に向けた取組を進めてきました。前計画期間における主な取組状況と課題について次のとおり整理します。

（１）施策ごとの主な取組状況と課題

■ 施策1-1 自ら学び考え行動できる力を育む学校教育の充実

○教育の米沢品質による探究型学習のさらなる推進

学校と家庭での学習に関連性を持たせ、学んだことを日常生活に結び付けながら理解・活用できる子どもの育成を目指し、児童生徒自らが課題意識をもって主体的に学ぶ「探究型学習」を実施しました。家庭学習と授業での学びを有機的に結びつけることで、自ら考え、周りと協力して協働的に課題解決に向かう姿が見られました。学力定着を確認する総合学力調査の結果から各校の児童生徒の強みや弱み等の実態を把握し、引き続き授業改善を進める必要があります。

○学校不適応児童生徒への支援

不登校やいじめ等の未然防止や早期対応に努めるため、教育支援センター⁷においては不登校対策専門員を中心に不登校児童生徒の支援を行い、各学校においては、教育相談員、適応指導員等の職員を中心に学校復帰や進路実現に向けた支援を行いました。また、特別な支援を必要とする子どもや学校不適応の子どもへのきめ細かな支援を推進し、不登校対策会議では民間の事業所と支援内容について共有する機会を設けたことにより、外部機関との連携が進展しました。併せて、登校できない子どもや別室登校の子どもにはタブレット端末を使用したオンラインでの授業配信を行い、児童生徒の実態に応じた居場所及び学習機会を確保しました。現状、不登校児童生徒の出現率は増加傾向にあり、不登校の未然防止や学習機会の提供のための対策が課題です。

○キャリア教育の推進

自立心を育み、社会への積極的な参画のためにキャリア教育を推進し、自己変容を自覚できるようにキャリアパスポート⁸の活用を図りました。事業の一つとして、中学生の職業体験活動である米沢チャレンジウィーク事業を実施し、地域の大人と共に働くことで、働くことのやりがいや誇りを学ぶ機会が提供できました。今後、子どもを取り巻く環境や社会の急激な変化に対応できるよう、新しい職業体験学習の在り方を考えていくことが課題となっています。

⁷ 教育支援センター：不登校児童生徒等に対して個別カウンセリングや集団での指導、教科指導等を行う組織。本市では令和6年4月に適応指導教室（ガイダンス教室）から教育支援センターに改称。

⁸ キャリアパスポート：児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動を記録・蓄積し、学年や学校を越えて引き継ぎ、学びの振り返りや見通しに活用するもの。

○外国語教育の推進

児童生徒がALT⁹と英語を活用して日常会話や意思伝達をする実践的な学びを行っているほか、学習評価の取組として、話すことのパフォーマンステストを実施し、英語を使ったコミュニケーションに対して、意欲的に取り組む姿が見られています。今後、デジタル教科書やデジタルドリルなどのICTを活用した個別最適な学びや、英語を用いたコミュニケーション能力の育成を意識した授業改善を進めることが課題です。

■ 施策 1-2 自ら学び考え行動できる力を育む学校教育の充実

○小中学校の再編の推進

子ども達の豊かで確かな学びの実現のため「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画」に基づき、小中学校の再編を推進しました。再編にあたっては、開校準備委員会を立ち上げ、PTA、地域、教職員等による協議検討を行っていますが、今後も丁寧に検討を進める必要があります。

○学校施設の整備の推進

子ども達が過ごしやすい安全・安心な環境づくりのため、施設の老朽化に伴う改修を進めました。小中学校の統廃合に伴う校舎及び屋内運動場の新設や令和8年度供用開始予定の学校給食共同調理場の整備も推進しました。施設の整備にあたっては、きめ細かな進捗管理と安全性に十分配慮し、適宜、対応していく必要があります。

○地域に根差した食育の推進

学校給食の安全性の確保及び食の教育の充実のため、置賜産農産物を給食に15品目取り入れたほか、県立米沢栄養大学と連携した子ども食育マスター育成事業を行い、地域の食べ物に対する児童生徒の興味・関心を深めました。今後も引き続き米沢栄養大学と連携した食育の充実を進める必要があります。

○学校ICTの環境整備の推進

豊かな学びを支えるため、ドリル教材の整備やWi-Fi環境のない家庭へのモバイルルータの貸出しなど、家庭での1人1台端末の使用を推進しました。また、悩み相談フォーム「ひとりじゃないよ」により、児童生徒が家庭からでも端末を活用して相談できるソフトウェア環境を整えました。端末の日常的な使用に伴い、破損等での修理が増加傾向にあることや、端末の更新に伴う予算の確保が必要です。

⁹ ALT:「Assistant Language Teacher」の略。外国語指導助手、英語指導補助。

■ 施策 1-3 自ら学び考え行動できる力を育む学校教育の充実

○安全・安心を優先した各種マニュアルの見直しと整備

子ども達が安全・安心に過ごすことができるよう、学校安全計画の内容検証や安全点検、避難経路や避難場所の点検、避難訓練をすべての小中学校で行いました。また、「米沢市小中学校熱中症対応ガイドライン」を改訂しました。今後は、登下校の安全確保や保護者への情報共有の仕方を定期的に確認し、気候変動の状況に応じた熱中症対策の見直しや野生動物への対応を検討していくことが課題です。

○郷土愛の醸成と地域人材の活用

学校と地域が連携を図り、地域と一体となった学校づくりを推進しました。小学校では、教科学習に関連して地域人材を活用し、中学校では、総合的な学習の時間で「米沢学」として地域学習を実施しました。地域人材の活用については、各学校において発達段階に合わせた体験活動を計画しており、オンラインも活用しながら、人的・物的資源の活用を視野に入れたカリキュラム・マネジメント¹⁰をさらに充実させることが必要です。

○幼保小中連携の推進

幼保小連携については、幼小連絡協議会の実施や公開保育、公開授業への参加を通して、幼稚園、保育所、小学校の連携を図りました。小中連携については、各中学校区において、小中学校の教員が集まる「連携の日」を一斉開催し、分科会ごとに米沢市の教育課題解決に向けた協議を行いました。幼保小連携においては、情報共有にとどまらない効果的な連携が課題です。

■ 施策 2-1 生涯にわたる多様な学習機会の創出

○子ども読書推進事業

子どもの読書活動を推進するため、「ブックスタート」や「おはなしかい」を実施し、乳幼児の時から本に親しむ機会を提供しました。また、小学校巡回文庫や夏休みこども図書館フェアなどを実施し、子ども達の図書館の利用促進を図りました。

○米沢鷹山大学運営の支援

市民の生涯学習の中核である米沢鷹山大学の運営を支援し、米沢鷹山大学の企画講座や、様々な知識・技能を持つ市民による企画運営型の講座「市民おもしろなカレッジ」による学習機会を提供しました。

○高等教育機関の資源を利用した学習機会の提供

高等教育機関との連携を図り、多様なニーズに対応した質の高い学習の提供を行うため、山形大学工学部との連携により、小学生向けの科学実験教室(モバイルキ

¹⁰ カリキュラム・マネジメント：教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てることや、各学校が設定する教育課程（児童生徒の発達段階に応じた学習内容や活動についての計画）の実施状況を評価・改善していくことを通して、教育活動の質の向上する仕組み。

ッズケミラボ)を開催しました。また、米沢女子短期大学との連携による市民公開講座(総合教養講座)を開催しました。

子ども読書推進事業、米沢鷹山大学運営の支援、高等教育機関の資源を利用した学習機会の提供のいずれの事業においても、ICTを活用した学習機会の創出を推進することが課題である一方、市民の豊かな交流や仲間づくりの機会の確保を図る観点から、会場に参集する従来型の学習機会の創出についても引き続き推進する必要があります。

■ 施策 2-2 学びを活かせる機会の拡充

○地域づくりを推進する事業

地域社会の中心となるコミュニティセンターの職員や地域づくりに関心のある市民を対象として、生涯学習によるまちづくりの推進や地域社会の担い手の育成を目的とした各種研修会・講座を実施し、地域が必要とする人材の養成や地域の活性化に寄与することができました。生涯学習によるまちづくりを主体とした研修会や講座を引き続き実施し、市民のさらなる学びやつながりを喚起していく必要があります。

○社会教育施設等での発表の機会や活躍の機会の創出

米沢鷹山大学において、様々な知識・技能を持つ市民による企画運営型の講座「市民おもしろなカレッジ」を行い、事業の主催者として活躍できる機会の創出に取り組みました。関係機関等と連携を推進し、市民や各種団体が学習活動を発表できるように取り組むことが課題です。

■ 施策 2-3 地域社会の担い手の育成

○米沢市まちづくり出前講座

まちづくりに取り組む市民の養成やまちづくりへの参画意欲を喚起するため、市職員が講師となり、市民の要望に応じて、行政に関する専門知識を活かした学習機会を提供しました。引き続き学習の機会を提供し、市民の地域づくりに対しての参画意欲を高めることが課題です。

■ 施策 2-4 青少年教育・家庭教育の推進

○家庭教育の推進

家庭教育の充実を図るため、保護者を対象とした講座を実施しました。講座を通して、家庭、学校、地域が連携して子育てをする意識も高めました。引き続き、保護者等を対象とした子育てに関する講座等を行うとともに、家庭・学校・地域が連携して子育てを行う意識を醸成する必要があります。

○青少年教育

青少年の非行・犯罪を防止するため、指導委員が街頭指導実施計画のもと、青少年の集まりやすい箇所を中心に巡回指導を実施しました。また、青少年育成団体と連携し、懇談や事例発表、意見交換を行いました。青少年のインターネット被害や犯罪防止についての取組を強化することが課題であり、青少年のみならず家庭での情報リテラシーの啓発活動に取り組んでいく必要があります。

■ 施策 3-1 文化芸術に親しむ機会の充実

○芸術文化活動促進事業

市民が優れた文化芸術に触れる機会を設けるとともに、市民の自主的な文化芸術活動を促進するため、市民ギャラリーを拠点に市民芸術祭を開催しました。文化芸術活動や地域の伝統文化を継承している団体は、高齢化と後継者不足等の共通の課題を抱えている一方で、SNS¹¹の普及により、団体に属さず個人で活動する方が多くなっています。様々な個人や小規模な団体が参加できる事業を開催し、互いの活動を理解し、交流を深める機会を創出することが課題です。

○子どもの文化芸術活動支援

博物館において常設プレイショップや募集型ワークショップを実施し、季節の風物や置賜の民族風習の紹介、様々な素材や技法に触れることのできる体験プログラムを提供しました。各施設における自主事業は、対象者を絞り込んで実施することが少ないため、若年層が学校の行事以外で芸術に触れる機会が限られていることが課題です。

■ 施策 3-2 地域の伝統文化や文化財の保存・継承と活用

○文化財を通じた学びの機会の拡充

文化財の保存と地域の伝統文化の理解のため、開発事業に伴う試掘・確認調査や、史跡館山城跡の発掘調査現場見学会を開催しました。また、上杉文書について、令和3年度から令和7年度までの5か年計画で史料調査を実施し、調査成果の一部は、上杉博物館において紹介しました。文化財の保存修理のための財源の確保が課題です。

¹¹ SNS：「Social Networking Service」の略。文章や写真、動画などの情報を発信し、人と人をつなぐサービス。

■ 施策 4-1 スポーツ参画人口の拡大とスポーツ環境の充実

○スポーツイベントの開催

「1 市民 1 スポーツ」の実現のため、気軽に取り組めるスポーツとしてウォーキングを推進し、ラン&ウォークラリーを開催しました。また、健康増進のため、米沢市民レクリエーション大会を老若男女問わず参加できる種目で実施し、幅広い年代や地域内外の交流を促進しました。さらに「観るスポーツ」の推進として、「モンテディオ山形 市町村応援デー」の周知を行い、試合当日は観戦者へ本市のPRも行いました。令和 6 年度米澤上杉城下町マラソンが休止となったこともあり、地域を巻き込んだ「観る・支える」スポーツの機会が減少したことが課題です。また、地域コミュニティの希薄化や人口減少にあっても持続可能なイベント等の企画・運営について検討していくことも課題です。

○スポーツ施設運営管理事業

市内 21 のスポーツ施設を、民間活力を活用し指定管理による管理を行いました。また、施設改修及び備品の更新を行い、施設機能や利用者の安全性向上を図り、魅力あるスポーツ施設管理運営を推進しました。施設の老朽化が進んでいることから、安全・安心な施設管理運営が課題です。人口減少を考慮すると、今後の利用料金の増収が難しいことが想定されることから、施設の維持管理のための財源確保も課題となっています。

■ 施策 4-2 スポーツを通じた共生社会の実現と地域活力の向上

○健康増進の取組

健康増進に関する連携協定を締結している団体・企業と連携し、各種イベントを開催しました。また、スポーツ振興における連携協定を締結した日本体育大学と連携し「米沢市スノーダンプ体操」についての講座を開催しました。幅広い世代が健康増進に取り組む機会を提供できている一方、イベントへの参加者の固定化及び伸び悩みが課題です。また、「米沢市スノーダンプ体操」のように、日常生活での行動が運動にもなるという意識改革の周知活動が必要です。

○交流人口拡大事業

合宿誘致事業として、本市で合宿する県外大学運動部等と地元の選手が交流する機会を提供しているほか、補助金を交付しました。新規大学等の誘致活動に加え、大学生に魅力を感じてもらえるような本市の各種資源の発掘及び周知が課題となっています。

■ 施策 4-3 競技力の向上と地域スポーツの推進

○競技力向上の取組

競技団体に対し強化費を交付し、全国で活躍する選手の育成を支援しました。また、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に出場する本市在住または本市出身の選手等に対し、(一財)米沢市スポーツ協会を通じて激励金を交付しました。関係団体等と連携し、スポーツ少年団から社会人までの競技スポーツに関わる選手の育成・強化を継続的に図っていく必要があります。

○地域スポーツの推進

中学校の部活動地域展開に伴い、競技団体と連携して生徒の受け皿となる地域スポーツクラブを立ち上げ、実証実験を実施しました。実証実験から、活動場所の確保や鍵の貸出しに対する指導者の負担などの課題が明らかになりました。指導者の養成及び資質向上も課題となっています。

■ 施策 4-4 スポーツ推進体制の整備

○関係団体との連携

(一財)米沢市スポーツ協会と協力し、スポーツ団体の自主的活動を支援し団体の育成に努めるとともに、団体相互の連携を図りながら、競技力向上事業を展開するなどスポーツ団体活動の振興を図りました。市民が安全かつ気軽にスポーツに取り組めるよう、引き続き関係団体と連携・情報共有し、スポーツ環境の整備、スポーツの機会の提供や情報発信を行う必要があります。

○施策の推進に必要な財源の確保

日本スポーツ振興くじ(toto)助成金を活用し、トレーニング機器の設置を行いました。財源確保を目的とした各種補助金等の効果的な活用を検討していくことが課題です。

（２）前計画の振り返り

前計画期間においては、小学校 18 校を 14 校に、中学校 7 校を 6 校に統合するとともに、令和 8 年度に統合開校する南成中学校及び北成中学校並びに令和 9 年度に統合開校する広井郷小学校について、地域・保護者・学校との協議調整を行いながら、米沢独自の施設分離型小中一貫教育に向けて体制を整備してきました。また、令和 6 年 4 月には、米沢市適正規模・適正配置基本計画を改定し、より良い教育環境の創出と教育の質の充実を目指すための基本的な方針について取りまとめたところです。さらに、令和 3 年 5 月に学校給食基本方針を策定し、安全・安心で持続可能な給食を提供するための方向性を示すとともに、令和 8 年度の稼働に向けて学校給食センターの整備を着実に進めてきました。

学校教育分野では、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを進める探究型学習やキャリア教育が推進されている一方で、不登校児童生徒の増加への対応が依然として課題に挙げられています。外国語教育においては、A L Tを活用した実践的コミュニケーション学習が充実していますが、個別最適な学びが実現できるようにさらなる授業改善を推進しなければなりません。また、I C Tを活用した教育の推進により、機器の効果的活用や教職員のデジタルスキル向上が進んでいますが、ソフト面、ハード面の進歩に合わせた継続的な環境整備が求められています。加えて、地域と学校の連携を図り、地域全体で教育を支える取組をさらに強化する必要があります。

社会教育分野では、生涯学習の推進や読書活動の充実に向けた取組が進む中で、多様なニーズに応じた学習機会の提供が課題となっています。特に I C Tを活用した学びの場を整備することで、時間や場所の制約を超えて市民が学びにアクセスできる環境づくりが重要です。また、地域社会の活性化に資する人材育成のための講座や研修が実施されていますが、市民が学びを地域活動へ実践的に活かす仕組みづくりが必要であり、市民同士が学びを通じて関わり合い、多様な価値観を共有する場を充実させることが課題として挙げられます。

文化芸術分野においては、地域の伝統文化や芸術活動の継承が進む一方で、伝統文化の担い手不足や高齢化が課題となっています。さらに、若年層が文化芸術に触れる機会が少ないため、学校教育や地域の取組を通じて芸術体験の場を広げる施策が必要です。また、個人や小規模団体の増加に伴い、それらを支援するための仕組みが不十分であり、活動の持続可能性を確保するために支援体制の充実が課題です。加えて、文化財を地域学習や観光資源として活用し、市民の文化財保護への意識を高める取組を強化する必要があります。

スポーツ分野では、市民の健康増進を目的とした活動が広がりつつありますが、スポーツ人口の増加と競技力向上のためには、さらなる環境整備が求められています。また、地域における指導者の育成や質の向上が課題であり、多様なニーズに対応した指導体制が必要です。

第3章 計画の体系

本計画では、第2章に示した状況を踏まえて、前計画を継承しながら学びを通した人づくりをさらに推進するため、基本理念と基本方針を土台とし、基本目標を定めた上で施策を展開します。

1 基本理念・基本方針【教育大綱】

■ 基本理念

「しあわせが循環する米沢」を目指し、米沢らしさを活かした学びを共に創り上げ、郷土に誇りを持って活躍する人づくり

【基本理念の趣旨】

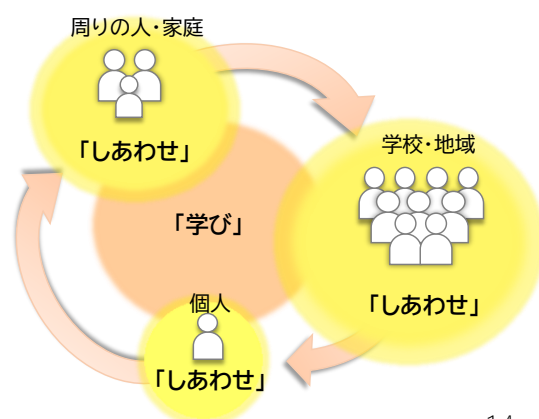
「しあわせが循環する」とは、「しあわせ」が個人で完結することなく、個人を取り巻く人々から地域や社会へと波及し、互いに影響を与えながら、さらに増幅していくという意味を込めています。人生100年時代を迎え、ICT化やグローバル化の進展などにより、急速に社会が変化する中で、「しあわせの循環」に「学び」は欠くことのできない要素と捉えています。

「学び」には、自らが新しいことを知る「しあわせ」だけではなく、周りの人にも伝えることで自らの理解が深まる「しあわせ」があり、互いに学び合うことによって「学び」の相乗効果が高まり、「しあわせ」が循環していきます。

米沢市では、上杉鷹山公をはじめとする先人の教えから得られる「学び」、地域に根付く歴史や伝統文化から得られる「学び」、学園都市として身近に存在する大学との関わりから得られる「学び」など、あらゆるところで米沢らしさを活かした「学び」が現在に至るまで受け継がれてきました。こうした米沢らしさを活かした学びは、時代を超えて循環し、郷土への愛着をより深め、誇りを持って地域に貢献しようとする力につながります。

本市では、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、米沢を新たな故郷に選んだ人も含めて、多様な個人が誰一人取り残されことなく生涯学ぶことを楽しみ、過去から受け継がれた普遍的なものを大切にしながら未来に向かって力強く進んでいく人づくりを目指します。

【「学び」と「しあわせ」の関係性のイメージ】



「学び」により生じる喜び・幸福
＝「しあわせ」

「学び」による「しあわせ」を個人で完結させず、学んだことを家族や友人など周りの人に伝え、さらに学校や地域などの多くの人と互いに伝え合うことで「しあわせ」が広がり、増幅し、地域に「しあわせ」が循環する。

■ 基本方針

1 自ら考え行動し、可能性に挑戦する人づくり

ICT化やグローバル化など社会が急速に進展する予測困難な時代において、解決すべき問題や新たなニーズを見極め、自らがどのように行動すべきかを考え、行動できる人材を育てます。

あわせて、自らの行動の結果や影響に向き合いながら、目的を成し遂げる力を育み、米沢の地に連綿と受け継がれてきた「なせば成る」の精神をもって可能性に挑戦し続ける人材を育てます。

2 多様性を認め合い、共に学び合う人づくり

子ども、高齢者、障がい者、外国人に加え、他の地域から移住した人など、多様な背景や異なる価値観を持って米沢で暮らす人々が学びを通して交流し、それぞれの個性を認め合い、互いを思いやり、支え合いながら、一人ひとりを尊重できる人材を育てます。

3 生涯にわたり学び、生きがいを持って活躍する人づくり

すべての世代の人が、ライフステージや生活環境が変化しても学び続けることができるよう、文化芸術やスポーツに親しみながら、心豊かで健やかに生きがいを持って活躍する人材を育てます。

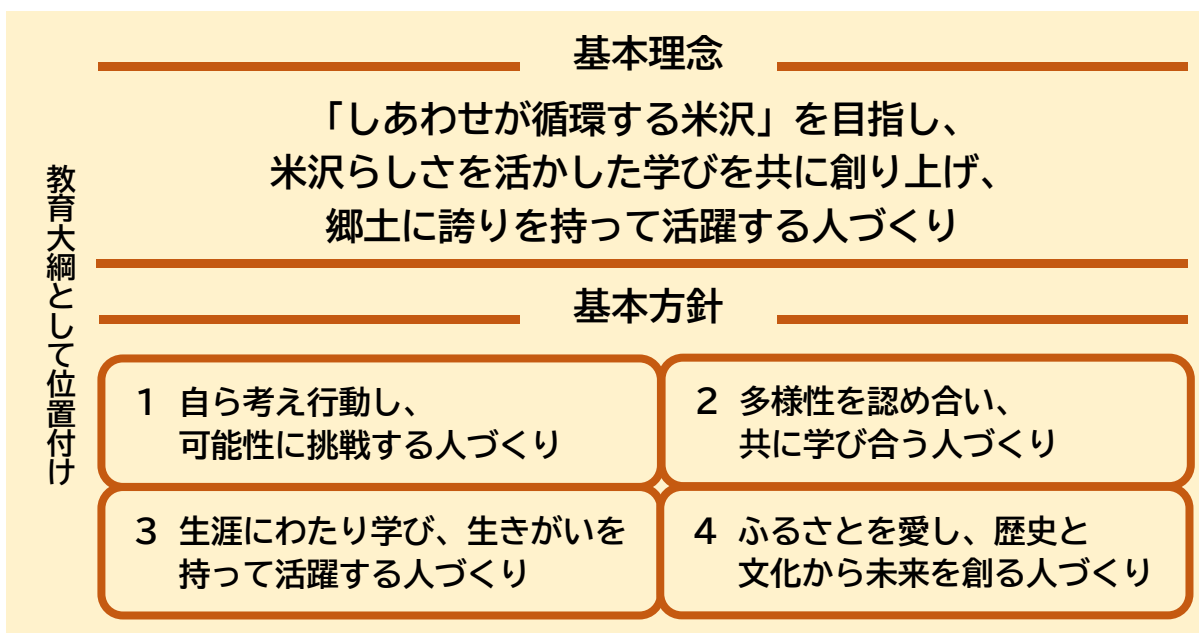
4 ふるさとを愛し、歴史と文化から未来を創る人づくり

家庭・学校・地域が連携して米沢の偉人や文化を学び、米沢の歴史や伝統文化に誇りを持ちながら、次世代に継承できる人材を育てます。

また、歴史や文化、豊かな自然を学ぶことを通してふるさとを愛する心を育み、地域の課題に向き合い、ふるさとの未来を見据えながら、新しい地域社会を創る人材を育てます。

2 体系図

基本理念及び基本方針の具現化のため、基本目標を定め、施策を展開します。



..... 基本目標 施策

1 互いを尊重し、時代の変化にしなやかに対応できる子どもの育成	1-1 自ら考え行動できる力を育む学校教育の充実
	1-2 多様な学び手が力を発揮できる教育環境の充実
	1-3 広い学びと安全・安心を支える連携体制の充実
2 あらゆる世代が学び続け、幸福感と生きがいを持って活躍する人材の育成	2-1 生涯学び合える機会の充実
	2-2 家庭教育・青少年教育の推進
3 米沢ゆかりの歴史・伝統文化に触れつつ、様々な文化芸術を通じて人生を楽しむ人材の育成	3-1 文化芸術に親しむ機会の充実
	3-2 地域の伝統文化の継承と文化財の保存・活用
4 スポーツを通じ、健康で活気に満ちた人材の育成	4-1 スポーツを通じた地域活性化の推進
	4-2 競技力の向上と地域スポーツの振興

基本目標 1

互いを尊重し、時代の変化にしなやかに対応できる子どもの育成

様々な背景を持つ子ども達が、互いを尊重しながら個々の力を伸ばすことができる教育体制を整えます。また、時代と共に変化する社会の状況や環境に対して、自らがどのように行動すべきかを考え、実践する力を育むとともに、関係機関との連携に努め、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進します。

■ 現状と課題

- ・自ら考え行動できる力を育むことについて、課題意識を持って主体的に学ぶ探究学習の実践により、自ら考え、周りと協働的に課題解決に向かう児童生徒の姿が見られています。また、「だれもが行きたくなる学校づくり¹²⁾」の理論と実践による発達支持的生徒指導¹³⁾を充実させてきたことにより、児童生徒の自己肯定感が高い状態を維持しています。しかし、個々の学びの定着と応用力をさらに高める必要がある他、不登校・不適応支援の充実など、個人の成長が一層感じられる教育活動が求められています。
- ・多様な学び手が力を発揮できる教育環境について、存分に学ぶことのできるICT環境や学校図書館等の整備、安心して学習や生活ができる校内別室、教育支援センターの体制整備が行われて、児童生徒の健やかな成長が見られます。また、「米沢市適正規模・適正配置等基本計画」の取組においては、生徒の事前交流等により統合後も安定した学校経営が行われています。今後は、再編統合を見据えた学校施設の改修、学校給食センターにおける安全・安心な給食提供と食育充実を推進するとともに、多様な背景を持つ児童生徒に対する支援や休日のスポーツ・文化活動充実に向けた学校・家庭・地域のより一層の連携が求められています。
- ・広い学びと安全・安心を支える連携体制について、郷土の伝統や文化を学ぶ機会、地元企業での職場体験学習、幼保こ小¹⁴⁾による授業参観、大学機関における食育講座などによって、児童生徒は地域を知り、地域から知る活動が展開されており、今後も連携体制を継続することが求められます。安全・安心の観点においては、統合による学区広域化、気象災害、野生動物の出没等にも適切に対応できる児童生徒の育成、マニュアルの整備が求められています。

¹²⁾ だれもが行きたくなる学校づくり：すべての生徒に対する支援であり、「協同学習」、「ピア・サポート」、「SEL (Social and Emotional Learning：社会性と情動の学習)」の手立てにより、人間関係構築力を計画的に育成する事業。平成26年度から実施。

¹³⁾ 発達支持的生徒指導：児童生徒の自発的・主体的な発達を尊重し、学校や教職員がその過程を支える指導。

¹⁴⁾ 幼保こ小：幼稚園、保育所、認定こども園と小学校をつなげる連携。

施策 1-1 自ら考え行動できる力を育む学校教育の充実

■ 施策の方向

実践的・探究的な教育活動を通して、新しい時代を生き抜く力を育み、多面的・多角的な視点と柔軟な適応力を発揮して、複雑化する社会に自分事として関わろうとする態度を育成します。

また、誰一人取り残さない教育の実現に向け、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させながら、互いを思いやり、リスペクトする心を醸成し、一人ひとりの幸福感が高まる教育活動を推進します。

■ 主な取組

(1) 小中一貫教育による探究的な教育活動の推進

- ・小中学校で育てる子ども像を共有しながら、自己の興味や関心を高め、自ら学びを探究する教育活動を推進し、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。
- ・学習指導要領の確実な実施に向けて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、基礎的及び基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等の資質・能力を一体的に育てることで、学びに向かう力、人間性等を涵養します。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育て、自立した人間として他者と共によりよい社会を築こうとする道徳教育の充実を図るとともに、個人の尊厳を守り、自他を尊重する態度を育成するため、人権教育の充実を図ります。

(3) 学校体育の充実と体力向上

- ・新体力テストの分析を活かした授業や体力向上の取組を推進します。
- ・アクティブチャイルドプログラム¹⁵や児童生徒主体の授業づくりの取組を通して、自ら運動に親しむ児童生徒を育てます。
- ・熱中症対策を含む事故防止に向けた環境の整備に努め、運動に取り組む児童生徒の安全・安心の確保を推進します。

(4) 特別支援教育の充実

- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、共有、実施により、特別な支援を必要とする児童生徒の支援体制の充実を図ります。
- ・多様性を認め合い、協働し合うインクルーシブ教育システムへの理解を促進し、学習環境への配慮も含めて、共生社会の形成を目指します。

¹⁵ アクティブチャイルドプログラム：子どもが発達段階に応じて身に付けるべき動きを、楽しみながら習得するための運動プログラム。

(5) 学校不適応児童生徒への支援

- ・スクールガイダンスプロジェクト¹⁶を継続し、校内別室指導、教育支援センターとの連携によって児童生徒の自立支援の充実を図ります。
- ・多方面からの情報による不登校、不適応の原因把握と、知能検査等による客観的データに基づく本人特性を合わせて分析し、個に応じた支援を行うチーム学校¹⁷の運営と家庭・地域・行政機関との連携・協力体制の構築により、不登校、不適応支援の充実を図ります。
- ・「だれもが行きたくなくなる学校づくり」の理論による児童生徒の支援を市内全校で行い、いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応を推進し、生徒指導の充実を図ります。

(6) 外国語教育の推進

- ・コミュニケーションを伴った実践的な英語力を育成するため、小学校段階から系統的な外国語教育の充実を図ります。
- ・小中学校の教職員が、中学校3年時の生徒に身に付けさせたい資質・能力を共有しながら、それぞれの発達段階に応じた指導を積み上げていくために、小中合同で指導改善と連携強化を目的とした教職員研修や授業参観を行います。
- ・児童生徒が、授業等により身に付けた資質・能力を、ALT等との直接的なコミュニケーションに活かすことによって「分かった」、「伝わった」という達成感を持ち、さらなる主体的な学びにつなげられるように、適切な指導や評価について、ALTとの連携を図ります。

(7) STEAM教育¹⁸の推進

- ・情報を適切に読み解き、判断できる力を育成するため、各教科における言語能力、読解力を高める指導の充実を図ります。
- ・学習の基盤となる情報活用能力の向上により、教育の質的向上を図るため、効果的なICT活用を推進します。
- ・創造性、問題解決能力、コラボレーション力といった現代社会に求められる多様な能力を効果的に育成するため、教科横断的な学習を推進します。

¹⁶ スクールガイダンスプロジェクト：不登校の未然防止や早期解決を図るとともに、子どもの居場所づくりのための整備等を行う事業。平成14年度から実施。

¹⁷ チーム学校：校長のリーダーシップの下、教職員だけでなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどがそれぞれの専門性を発揮できる学校体制。

¹⁸ STEAM教育：科学(Science)、科学技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術(Arts)、数学(Mathematics)を横断的に学び、知識を統合して課題を発見・解決する能力を育てる教育。実社会の課題発見・解決や新たな価値創造へとつながる資質・能力の育成を目指すもの。

成果指標

指標	現状値 (R6)		目標値 (R12)	
「自分にはよいところがある」と回答する児童生徒の割合	小学校	86.2%	小学校	90.0%
	中学校	87.1%	中学校	90.0%
「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある・ときどきある」と回答する児童生徒の割合	小学校	93.6%	小学校	95.0%
	中学校	92.7%	中学校	95.0%
「授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり活かしたりしている」と回答する児童生徒の割合	小学校	86.3%	小学校	95.0%
	中学校	83.4%	中学校	95.0%
「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」と回答する児童生徒の割合	小学校	89.2%	小学校	95.0%
	中学校	94.1%	中学校	97.0%
体育の授業が楽しいと感じる児童生徒の割合	小学校	94.7%	小学校	98.0%
	中学校	91.7%	中学校	95.0%
個別の教育支援計画及び指導計画の引継ぎを行った割合	小学校	80.8%	小学校	100%
	中学校	69.6%	中学校	100%
「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」児童生徒の割合	小学校	72.3%	小学校	95.0%
	中学校	72.2%	中学校	95.0%
CEFR A1 レベル ¹⁹ 相当以上の英語力を取得または有すると思われる中学生の割合	中学校	54.3%	中学校	70.0%
「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理し、調べたことを発表している」と回答する児童生徒の割合	小学校	84.9%	小学校	85.0%
	中学校	80.7%	中学校	85.0%

¹⁹ CEFR A1 レベル: CEFR (The Common European Framework of Reference for Languages) は、語学のコミュニケーションスキルを示す国際標準規格。A1 レベルは、日常生活で最低限のコミュニケーションができることを示す。

施策 1-2 多様な学び手が力を発揮できる教育環境の充実

■ 施策の方向

自分の可能性に挑戦できる環境、安全・安心でおいしい給食、ＩＣＴを存分に活用できる環境によって多様な学習者が力を発揮できる教育環境の整備を目指します。また、望ましい学校規模、配置の実現に向けた取組を推進します。

■ 主な取組

(1) 統合小学校の開校による複式学級の解消

- ・ 広井郷小学校開校準備委員会のテーマ別部会により、校歌、校章、校旗の制作、安全・安心な通学方法の検討、事前交流を実施します。

(2) 統合中学校の開校による中学校の適正規模・適正配置の実施

- ・ 第一中学校区及び第七中学校区における地元代表者協議会を開催し、中学校適正規模・適正配置に向けた合意形成を図ります。
- ・ 東成中学校開校準備委員会の設置及びテーマ別部会により、校歌、校章、校旗の制作、安全・安心な通学方法の検討、事前交流を実施します。

(3) 食育を推進できる環境と教材の整備

- ・ 学校給食センターにおける給食調理見学やＶＲ²⁰映像を活用し、給食の調理過程や食の生産・流通・消費に関する理解を深める取組を推進します。

(4) 持続可能で安全な給食提供に向けた仕組みづくり

- ・ 市内卸業者や小売業者、生産者との連携による安全・安心な食材調達方式を確立するとともに、給食費無償化及び公会計化による安定的な給食の提供を実現します。

(5) 教育支援センターによる不登校支援と相談体制の整備

- ・ 教育支援センターの機能強化により、特性を持つ児童生徒の教育相談体制の充実を図ります。
- ・ スクールガイダンスプロジェクトを継続し、校内別室指導、教育支援センターとの連携強化によって、すべての児童生徒が安心して学びに挑戦できる場所を提供します。

²⁰ ＶＲ：「Virtual Reality」の略。コンピューターが作り出した仮想空間に実際にいるような感覚を得られる技術。専用のゴーグルを使用して映像と音声を表示・再生することで、高い没入感を得た疑似体験が可能。

(6) 学校教育環境整備の充実

- ・児童生徒が学習に活用できるＩＣＴ環境整備をさらに推進し、活用を通じて個別最適な学びの充実を目指します。
- ・教職員が校務に活用できるＩＣＴ環境整備をさらに推進し、業務の確実性と効率化を高め、児童生徒と関わる時間と質の充実を目指します。
- ・学校における読書活動を一層推進するため、学校司書を配置し、学校図書館の利用拡大と整備の充実を図ります。

(7) 学校・家庭・地域の連携による教育環境の整備

- ・学校・家庭・地域の連携・協働によって地域の教育力を向上させ、子どもの成長を地域全体で支えるような学校運営の在り方を検討します。
- ・部活動の地域展開に伴い、自主性と自発性に基づいて、体験と交流ができる多様なスポーツ・文化活動の場の整備と活動の充実を目指します。

(8) 学校施設の整備の推進

- ・小中学校の再編統合を見据えながら、屋内運動場等への空調設備の整備を含めた学校施設の改修を推進するとともに、予防保全による維持管理を的確に実施し、安全・安心な教育環境を整備します。

成果指標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
複式学級のある学校の数	2 校	0 校
適正配置後の中学校数	7 校	3 校
食育動画教材の利用実施校数	※既存の取組なし	15 校
不登校児童生徒のうち、学校や学校外の機関等とつながりを持っている児童生徒の割合	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
授業において、ＩＣＴを活用して指導できる教員の割合	小学校 84.2% 中学校 69.9%	小学校 95.0% 中学校 95.0%
教材研究・指導の準備・評価・校務等において、ＩＣＴを活用できる教員の割合	小学校 92.4% 中学校 86.0%	小学校 95.0% 中学校 95.0%
部活動地域展開 地域クラブの設置数	9 クラブ	24 クラブ

施策 1-3 広い学びと安全・安心を支える連携体制の充実

■ 施策の方向

地域の人々、幼保こ²¹、小中学校、高校、大学、博物館、図書館等による連携・協働の中で、より広く、より専門的な学びの場の創出とキャリア教育の充実を目指します。また、自然災害、交通事故等の危険に備え、地域や関係機関との連携に努めるとともに、学校の安全対策、危機管理意識向上に向けた取組を推進します。

■ 主な取組

(1) 郷土への誇りを持ち、地域とのつながりを持つ児童生徒の育成

- ・自己肯定感や自己有用感を育成するため、地域人材や地域資源とのつながりを大切にして、児童生徒の体験学習の充実を図ります。
- ・郷土を愛し、豊かに生きる児童生徒を育成するため、「なせば成る」の精神や郷土の伝統、文化の良さを実感・体感できる機会の創出を図ります。
- ・学びを地域と結び付けたり、深めたりする場としての博物館、図書館との連携を図り、探究的な学びの推進とともに郷土愛の醸成を図ります。

(2) 小中学校におけるキャリア教育の推進

- ・キャリアパスポートの活用により、系統的なキャリア教育を実践します。
- ・中学校において、地域の大人と共に働くことで望ましい職業観と勤労観を養うことができるよう、地元企業等と連携した職場体験を実践します。

(3) 幼保こ小中連携の推進

- ・幼保こ小学校の円滑な接続が図られるように、相互交流や保育及び授業参観の機会を創出します。
- ・小中連携の日を活用し、校区内の小中学校で育てたい児童生徒の姿を共有し共通実践を行います。

(4) 高等教育機関等との連携

- ・地域の未来を担う人材の育成のため、市内高等学校や大学等の高等教育機関や自治体及び企業等との連携を支援します。

²¹ 幼保こ：幼稚園、保育所、認定こども園。

(5) 防災マニュアルの見直しと学校安全体制の整備

- ・生活安全・交通安全・災害安全等の安全に関する知識を基に、自分の身を守るために適切な行動ができるよう危機予測・危機回避能力を育成する等、安全教育を推進します。
- ・事故の未然防止に取り組むとともに、万が一事故が発生してしまった場合に迅速な対応ができる体制を構築する等、学校における安全管理を推進します。

成果指標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思っている児童生徒の割合	小学校 85.9% 中学校 81.5%	小学校 95.0% 中学校 95.0%
職場体験「米沢チャレンジウィーク」後に「大人は自分の仕事に誇りを持っていると思う。」と回答した中学2年生の生徒の割合	93.0%	98.0%
高等教育機関等と連携して行った活動の平均満足度	※既存の調査なし	95.0%
小学校が幼保ここと行った交流や参観の平均満足度	※既存の調査なし	95.0%
危機管理マニュアルの見直しや内容の周知等を行い、日頃の安全教育・管理や危機発生時における各教職員の役割について、共通理解を図っている学校数	小学校 14校 中学校 6校	小学校 12校 中学校 3校 ※統合後の全小中学校

基本目標2

あらゆる世代が学び続け、幸福感と生きがいを持って活躍する人材の育成

子どもから大人まで、年代に関わらず学ぶことができる環境を整え、一人ひとりが自らの興味関心や能力を深めることを推進します。また、学んだことを活かして地域で活躍し、学びの輪を周囲へ広げることができる人材の育成に努めます。

■ 現状と課題

- ・時代の変化や社会的ニーズに対応した、幅広い年代に向けた多彩な学習機会を提供します。また、ICTを活用した学習機会の創出が課題である一方、会場に参集する従来型の学習機会の創出についても、市民の豊かな交流や仲間づくりの機会の確保を図る観点から、今後とも取り組む必要があります。
- ・青少年教育においては、インターネット被害や犯罪防止についての取組を強化することが課題であり、青少年のみならず家庭での情報リテラシーの啓発活動に取り組んでいく必要があります。

施策 2-1 生涯学び合える機会の充実

■ 施策の方向

高等教育機関等の地域資源を活用しながら、幅広い年代に向けた多彩な学びの場を提供することで、市民一人ひとりが生涯にわたり互いに学び合い、学びを活かして主体的に活躍できる仕組みづくりを推進します。

■ 主な取組

(1) 高等教育機関の資源の活用

- ・山形大学工学部や米沢女子短期大学等の資源を活用し、幅広い年代に向けた専門性に基づく様々な分野の学習機会を提供します。

(2) 米沢鷹山大学の運営

- ・時代の変化や社会的ニーズに沿った企画講座等（ICTを活用したオンライン講座を含む。）を実施し、様々な学習機会を提供するとともに、市民による学びの機会を創出します。

(3) 米沢市まちづくり出前講座の実施

- ・市民の要望に応じて、市職員が講師を務める「米沢市まちづくり出前講座」を実施し、行政に関する専門知識を活かした学習機会を提供するとともに、市民のまちづくりへの参画意欲を醸成します。

(4) 地域づくりに参画する市民の養成

- ・生涯学習によるまちづくりの推進を目的とした各種研修会や講座を実施し、地域が必要とする人材の養成や地域の活性化を図ります。

(5) 命の尊さについて学ぶ機会の充実

- ・中学生・高校生を対象に「命の尊さについて学ぶ講座」を実施し、性や妊娠、出産への理解を深め、命の尊さを再認識する機会を提供します。

(6) 小中学生の職業体験機会の充実

- ・小中学生を対象に、専門性の高い職業人から仕事の魅力等について学ぶセミナーを実施し、仕事についての意識を高める機会を提供します。

(7) 図書館サービスの充実

- ・図書館の蔵書充実や郷土資料の収集保存を図り、資料を活用した講座や展示会を開催し、図書館が市民の情報拠点、学びの場となるよう取り組みます。

(8) 児童会館の運営管理

- ・児童を対象に各種講座やクラブ活動、プラネタリウム、季節の行事等を実施し、児童の自主性・社会性・創造性などを育むとともに、地域文化の伝承に取り組みます。

■ 成果指標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
高等教育機関開放講座受講者数 (学生を除く)	735 人	800 人
米沢市まちづくり出前講座開催回数 (市民の要請により開催)	201 回	210 回
小中学生職業体験セミナー開催回数	2 回	4 回
鷹山大学講座参加者の満足度	95%	98%

施策 2-2 家庭教育・青少年教育の推進

■ 施策の方向

親子のふれあいの機会の充実を図り、家庭教育を推進します。

青少年を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、地域・学校・家庭・関係各団体等と連携し、青少年の健全育成を推進します。

■ 主な取組

(1) 家庭教育の推進

- ・幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校の保護者を対象とした講座を実施し、家庭の教育力の向上を図ります。
- ・第3期子ども読書活動推進計画に基づき、家庭や地域、学校等と連携し、子どもの読書環境の整備と読書機会の充実を図るとともに、家庭における読書習慣の形成を図る「家読（うちどく）」の推進に取り組みます。

(2) 親子のふれあいの機会の充実

- ・親子での体験活動によりコミュニケーションを深めることを目的に、親子ふれあい体験事業を実施します。

(3) 青少年健全育成の推進

- ・青少年指導センターの巡回指導活動に加え、関係各団体等と連携した青少年の被害や犯罪防止についての取組を強化し、青少年の健全育成を推進します。

■ 成果指標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
親子ふれあい体験事業開催回数 (中央公民館・児童会館)	11 回	15 回

基本目標3

米沢ゆかりの歴史・伝統文化に触れつつ、 様々な文化芸術を通じて人生を楽しむ人材の育成

次世代に継承すべき財産である本市の貴重な文化財や歴史的な資源に触れる機会を提供し、ふるさとを愛する心を育みます。また、文化芸術に親しむことを推進し、一人ひとりの感性や創造力を高めます。地域の伝統を尊重しながら、多様な文化芸術活動を奨励することで、心豊かで充実した生活を送る人材の育成に努めます。

■ 現状と課題

- ・既存の文化施設の老朽化が進み、計画的な設備の更新を行うほか、デジタル技術を活用して本市の歴史や文化の発信力を高めていく必要があります。
- ・急激に進む少子高齢化により、地域の伝統や文化の継承が地区単位では困難になりつつあり、地区の枠を超えた広域的な視野で担い手を確保していく必要があります。
- ・人件費や物価の高騰により、文化財の保存修理に係る事業費の確保が難しくなっています。

施策 3-1 文化芸術に親しむ機会の充実

■ 施策の方向

市民の主体的な文化芸術活動を支援し、質の高い自主事業の実施と人材育成を推進するとともに、多様な文化に触れ、新しい文化を創り出せる環境を醸成し、デジタル活用や多世代交流により文化の継承と魅力発信を図ります。

■ 主な取組

(1) 上杉博物館の充実

- ・上杉博物館については令和8年に開館25周年を迎え、また、令和12年が上杉謙信公生誕500年に当たることから、デジタルコンテンツの技術を活かした常設展示室の充実を図るなど、上杉文化エリア全体の魅力向上につなげていきます。

(2) 文化施設における事業の展開

- ・置賜文化ホール、市民ギャラリー等において本市ゆかりの芸術家・作家の作品展や公演等の機会を設け、文化芸術を通じた郷土愛を醸成します。
- ・文化施設において、質の高い自主事業を提供し、市民による主体的な活動の支援、文化芸術に取り組む人材の育成に努めていきます。

(3) 文化施設の適正な管理

- ・文化施設について安全に配慮した施設管理と施設の計画的な整備に取り組めます。

■ 成果指標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
文化施設利用件数	1,559 件	1,715 件
芸術祭への参加団体数	52 団体	58 団体

施策 3-2 地域の伝統文化の継承と文化財の保存・活用

■ 施策の方向

地域の伝統文化を次世代に継承するとともに、上杉家ゆかりの文化財に代表される本市の歴史・文化的資源や豊かな自然を活かした学びの場を提供することで、先人たちの知恵を活かし、郷土への誇りや愛着を持った人材の育成、地域の活性化につなげていきます。

■ 主な取組

(1) 国指定史跡上杉治憲敬師郊迎跡保存修理事業の推進

- ・ 普門院と羽黒神社の保存修理を実施し、上杉鷹山公と学問の師である細井平洲先生ゆかりの史跡として多くの方々が訪れていただけるように整備します。

(2) 国指定史跡舘山城跡の保存と活用

- ・ 舘山城跡の保存活用計画を策定し、米沢ゆかりの戦国大名上杉家と伊達家の足跡を理解する史跡としての整備に向けた事業を行います。

(3) 指定文化財保存修理事業

- ・ 経年劣化がみられる国・県・市指定文化財を適切に保存しながら公開する機会を確保するため、ガバメントクラウドファンディング²²などを活用し、保存修理事業を計画的に行うことで次の世代へ継承していきます。

(4) 文化財を通じた学びの機会の拡充

- ・ 普門院と羽黒神社の保存修理工事現場や、舘山城跡や草木塔をはじめとする文化財の見学会等を開催し、市民が文化財への理解を深め身近に感じられる機会を拡充します。

■ 成果指標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
現場見学会等参加者数	75 人	150 人

²² ガバメントクラウドファンディング：インターネット等を通じて不特定多数の人から資金を調達するクラウドファンディングの中でも、ふるさと納税制度を活用して地方自治体を実施するもの。自治体が抱える問題解決のため、寄附金の使い道を具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人から寄附を募る仕組み。

基本目標4

スポーツを通じ、健康で活気に満ちた人材の育成

スポーツを通して心身の健康を促進するために、年齢や運動経験、障がいの有無などに関わらず、気軽にスポーツに取り組める機会を提供します。また、競技団体と連携し、競技スポーツの振興を図ります。さらに、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた人とのつながりを創出し、地域で生き活きと活躍する人材づくりを推進します。

■ 現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の公的分類が見直された後、市民のスポーツ活動には変化が生じ、従来同様に仲間と健康増進や競技力向上を目指してスポーツに取り組む人と、個人の自由時間に多様なスポーツを楽しむ人との二極化が生じています。
- ・年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰もが気軽に通年楽しめるスポーツの場や機会を充実させ、共生社会の実現を図る必要があります。
- ・スポーツを「する」だけでなく「観る」「支える」といった多様な関わりを生活の一部に組み込み、心身の健康と充実した生活を送れるスポーツライフの推進が不可欠です。
- ・部活動の地域展開の受け皿となり得る総合型地域スポーツクラブの認知度の向上と、スポーツ少年団等の指導者育成支援が必要です。
- ・多くのスポーツ施設が老朽化しており、市民が安全・安心に使用できるよう、施設改修を計画的に行っていく必要があります。
- ・関係する教育機関や企業等と連携した、地域全体でのスポーツ振興の仕組みづくりが十分に整っておらず、運用面の連携体制の強化が求められます。

施策 4-1 スポーツを通じた地域活性化の推進

■ 施策の方向

年齢や性別、障がいの有無に関係なく、誰もが気軽に運動やスポーツを楽しめる環境を整備し、スポーツを通して地域の活力を向上させ幸福度を高めます。

■ 主な取組

(1) スポーツイベントの開催

- ・「歩く」×「走る」×「楽しむ」を基盤としたイベントを開催し、市民の健康増進等を目的とした、誰もが楽しく気軽に運動に取り組むことができる機会を提供します。

- ・米沢市総合スポーツ大会及び米沢市民スポーツレクリエーション大会を通じて、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが楽しめる生涯スポーツを推進し、共生社会の実現を目指します。
- ・スポーツを「する」「観る」「支える」機会として、プロスポーツの観戦や体験交流の場等を提供し交流人口の拡充を推進します。
- ・本市とスポーツの振興に関する連携協定を結んでいる日本体育大学と協力し、市民の健康増進に係るプログラム等を企画します。

(2) スポーツ環境の整備

- ・生涯にわたり心身ともに健康なライフスタイルを送れるように、市民の誰もがスポーツにアクセスできる環境を整備し地域活性化を図ります。
- ・スポーツ施設を誰でも使いやすく、安全・安心に使用するために計画的な整備を行います。
- ・スポーツ施設のバリアフリー化やインターネットを利用した予約システム並びに利用料金のキャッシュレス化等の多様なニーズに対応した環境整備を行います。

(3) スポーツツーリズムを通じての地域活性化

- ・合宿誘致事業や各種大会等の誘致活動を行い、市内のスポーツ施設及び宿泊施設等を有効活用し、交流人口の拡充を推進するとともに地域経済の活性化を図ります。

成果指標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
スポーツイベント参加者数	2,486 人	3,100 人
スポーツイベントボランティア参加者数	329 人	700 人
スポーツ施設年間利用者数	310,319 人	400,000 人
合宿誘致延べ参加者数	667 人	1,100 人

施策 4-2 競技力の向上と地域スポーツの振興

■ 施策の方向

競技団体等と連携し、アスリートの発掘・育成・強化を推進し競技力の向上を図ります。また、部活動の地域展開等に伴う地域スポーツの支援体制を構築します。

■ 主な取組

(1) アスリートの育成と競技力の向上

- ・関係機関と連携し、競技団体による選手の発掘・育成・強化を推進すると共に、ジュニア期からの育成プログラムの構築に努めます。
- ・トップアスリート育成に向けた、指導者の養成及び確保を行い、指導力向上を目的とした研修会等を実施します。
- ・本市とスポーツの振興に関する連携協定を結んでいる日本体育大学と協力し、アスリートの育成及び競技力向上を図ります。

(2) 部活動の地域展開への支援

- ・受け皿となる地域クラブの整備と支援を推進します。
- ・地域クラブとの定期的な情報共有や連絡調整を行い、綿密に連携する体制を整備します。

■ 成果指標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
スポーツ少年団加入率	19.8%	25.1%
スポーツ少年団指導者等の有資格率	93.9%	100%
全国大会等参加者数	153 人	250 人
総合型地域スポーツクラブ数	4 クラブ	5 クラブ

教育委員会組織の改編について

令和7年12月に「米沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」が制定されたことにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）第23条第1項の規定に基づき、教育委員会が所管している文化及びスポーツ分野に関する職務権限に関しては、令和8年4月1日から市長に移管されることになりました。

1 移管の目的

これまで教育委員会が所管している文化及びスポーツに関しては、地域づくりと密接に関連するものであり、特に交流促進の観点から観光分野との連携を強化することにより、交流人口の拡大と賑わいの創出につなげ、相互作用によりそれぞれの分野の推進及び発展を図り、もって、さらなる賑わいと交流のまちづくりに資するため、市長事務部局で一元的に所掌しようとするものです。

2 移管する事務

教育委員会から市長へ移管する事務は、次のとおりです。

- (1) 米沢市上杉博物館の設置、管理及び廃止に関すること
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを含む。）

3 本計画との関わり

本計画に掲載されている施策については、市長と教育委員会が連携を密にしながら、総合教育会議等を通して管理していきます。

教総第 123 号
令和7年12月5日

米沢市議会議長 島 軒 純 一 様

米沢市教育委員会

米沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の設定に係る意見
について（回答）

令和7年11月27日付け議会第78号により依頼のあった、米沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の設定について、同意します。

なお、事務の移管に当たり、下記のとおり意見を付します。

記

今回の条例設定により事務が移管される文化・スポーツ分野は、学校教育はもとより、社会教育や生涯学習においても教育的機能を果たす重要な分野です。したがって、移管後においても、市長部局と教育委員会が十分な連携を維持し、教育行政を含む市政全体の方針等の共有及び調整等を適宜行いながら、教育行政の発展と安定が図られることを強く要望します。

以上

1 計画策定過程

日時	内容
令和7年6月6日	第1回 米沢市総合教育会議 ・米沢市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について
令和7年6月25日	第1回米沢市教育振興基本計画検討委員会 ・委嘱状交付 ・米沢市教育振興基本計画について ・現状と課題について
令和7年8月25日	第2回米沢市教育振興基本計画検討委員会 ・基本理念及び基本方針（案）について ・基本目標及び施策（案）について
令和7年9月16日	第2回 米沢市総合教育会議 ・米沢市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）についての意見交換
令和7年12月16日	第3回米沢市教育振興基本計画検討委員会 ・第2期米沢市教育振興基本計画（案）について
令和8年1月7日	教育委員会 ・第2期米沢市教育振興基本計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について
令和8年1月20日～ 令和8年2月9日	パブリック・コメントの実施
令和8年2月16日	第4回米沢市教育振興基本計画検討委員会 ・パブリック・コメントの結果について
令和8年2月20日	教育委員会 ・第2期米沢市教育振興基本計画（案）に係るパブリック・コメントの結果について
令和8年5月12日	教育委員会 ・第2期米沢市教育振興基本計画の策定について
令和8年5月	第2期米沢市教育振興基本計画の策定

2 米沢市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、米沢市教育振興基本計画(以下「計画」という。)の策定について必要な検討を行うため、米沢市教育振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に意見書を提出するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱を受けた日から第2条に規定する意見書を提出した日までとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3 米沢市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

氏名	所属等
安 部 剛	窪田地区主任児童委員
石 崎 毅	米沢女子短期大学教授
宇 山 栄 一	米沢市社会教育委員・米沢市公民館運営審議会会長
遠 藤 正 紀	米沢青年会議所青年部
大河原 真樹	米沢市スポーツ協会副会長
佐 藤 繁	米沢市芸術文化協会会長
佐 藤 美 洋	米沢市P T A連合会会長
○ 曾 根 伸 之	米沢市上杉博物館館長
高 梨 弘 子	米沢西部こども園長
土 田 知 良	米沢市立第二中学校長
西 辻 祥 太 郎	山形大学工学部准教授
舟 山 康 子	公募委員
◎ 山 口 玲 子	米沢市小学校長会会長
吉 田 直 史	山形県立米沢興譲館高等学校長

五十音順、敬称略

◎は委員長、○は委員長代理